**平成２３年（フ）第１６５号**
さいたま市浦和区東仲町19番20号　第２メゾンクレール303
債務者　藤崎　信一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０４号**
さいたま市岩槻区原町１番10号　あかつき荘
債務者　佐藤　一彦
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１９号**
埼玉県新座市石神３丁目19番32―211号
債務者　山口　文子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２７号**
埼玉県川口市上青木西５丁目11番１―304号上青木市営住宅
債務者　山田昌樹こと　呉　　台洙
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２８号**
埼玉県川口市上青木西５丁目11番１―304号上青木市営住宅
債務者　呉島弘子こと　韓　ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２４１号**
さいたま市見沼区東大宮１丁目９番地17　富士見ハイツ301
債務者　西勝　和馬
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２４５号**
埼玉県蓮田市大字馬込1761番地１　センチュリーガーデン205号
債務者　粂谷　英己
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５０号**
埼玉県和光市白子１丁目14番１―506号　白子台ハイム
債務者　西川ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２６９号**
埼玉県川口市安行出羽５丁目９番10号　チェリーハイツＢ―202、旧住所埼玉県川口市前川４丁目29番23号　ピュアインハビット101号
債務者　片山　友紀
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８０号**
さいたま市緑区大字三室209番地６
債務者　田中　貴大
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８３号**
埼玉県戸田市笹目３丁目15番地の３　なのはな203号室
債務者　北條　信子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２８９号**
さいたま市北区本郷町971番地　１―105
債務者　原口　了男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０３号**
埼玉県川口市芝５丁目16番32号　グリーンヒル芝301号
債務者　山本　　晃
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０８号**
埼玉県鳩ケ谷市坂下町２丁目９番17号　メゾン坂下201号
債務者　菊地　　好
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７号**
埼玉県深谷市上柴町西４丁目28番地11　昭和コーポ深谷201号
債務者　浅見　和稔
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第１８号**
埼玉県深谷市上柴町西４丁目28番地11　昭和コーポ深谷201号
債務者　浅見　愛里
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第７８号**
埼玉県東松山市御茶山町21番地６　サンライズ105号
債務者　御子柴義雄
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日までさいたま地方裁判所熊谷支部